

条件付一般競争入札【総合評価方式（特別簡易型）】実施要領

1. 発注方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の対象工事である。

2. 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限範囲内かつ最低制限価格以上である者のうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

3. 総合評価の方法

総合評価の方法は、入札参加者全てに標準点（１００点）を与え、さらに別表１の各評価項目及び評価基準に基づき評価し、０～１５点の範囲で加算点を加えた技術評価点を、当該入札者の入札価格（単位：億円）で除して得られた数値を総合評価値とする。なお、総合評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

総合評価値 ＝ [技術評価点（標準点＋加算点）] ÷ [入札価格]

技術評価点 ＝ 標準点 ＋ 加算点 ＝ １００点＋（０～１５点）

4. 事前提出物

事前提出書類（※は必須提出書類）は以下のとおりとする。なお、事前提出物は、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明した場合は、契約解除、指名停止等の措置をとる場合がある。

提出書類 条件付一般競争入札参加資格確認申請書※

特定建設工事共同企業体結成届※

特定建設工事共同企業体協定書※

委任状※

使用印鑑届※

同種工事の施工実績調書※

I S O等の認定登録証（写し）

障害者雇用等の確認できる書類（写し）

福岡県子育て応援宣言登録証（写し）

配置予定技術者等の資格・工事経験調書※

地元企業活用計画書

提出期限 平成３１年１月１８日（金）１７時００分まで

提出先 小郡市経営政策部財政課契約監理係

5. 同種工事の施工実績調書について

入札参加者が同種工事（注）を施工した実績について評価する。平成20年度以降に施工完了した同種工事の実績を記載し、工事概要を確認できる工事履行証明書、コリンズの工事カルテの写し又は契約書及び工事概要を確認できる仕様書の写しなど施工実績を証明できる書類を添付すること。

（注） 同種工事とは、元請（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る）として施工完了した建物分類（下記参照）が第2類又は第3類に該当する建築物（RC造又はSRC造）の新築、改築又は増築に係る建築一式工事とする。

【建物分類】 施工実績の建物分類か下記のとおりとする。
第1類 簡易建物（倉庫、車庫、工場、市場等）
第2類 一般建物（庁舎、学校、体育館、研修所、共同住宅、寄宿舍、事務所、店舗、研究施設、診療所、公衆浴場等）
第3類 特殊建物（美術館、博物館、図書館、病院、集会場、公会堂、劇場、ホテル、旅館、駅舎、百貨店、放送局等）

6. ISO等の登録証について

条件付一般競争入札公告日時点で有効なISO9001、ISO14001（またはエコアクション21）の認証取得がある場合、認定登録証（内容及び有効期間が確認できる部分）の写しを添付すること。なお、当該入札参加者が認証されていること。

7. 障害者の雇用について

条件付一般競争入札公告日以前から継続して障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法という。）に基づく法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合に加点する。

また、障害者雇用促進法第43条7項に基づき報告義務がない場合は、障害者を1名以上雇用している場合に加点する。

報告義務がある場合は障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。報告義務がない場合は、障害者手帳の写し及び健康保険被保険者証の写し等を添付すること。

なお、障害者とは障害者雇用促進法に規定する身体障害者又は知的障害者をいう。（精神障害者については雇用義務はないが、雇用した場合は障害者を雇用したものとみなされる。）

8. 子育て応援宣言の登録について

条件付一般競争入札公告日時点で、福岡県子育て応援宣言に登録がある場合、登録証の写しを添付すること。

9. 配置予定技術者等の資格・工事経験調書について

配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として携わり、同種工事（上記5参照）を施工完了した実績について評価する。なお、配置予定の現場代理人については評価しない。

平成20年度以降に施工完了した同種工事の実績があれば記載し、コリンズの工事カルテの写しなど配置予定技術者の実績を証明できる書類を添付すること。

現場代理人については、施工実績に係る添付書類は不要とする。

また、配置予定技術者及び現場代理人それぞれの免許・資格者証及び雇用関係を確認できる書類の写しを添付すること。配置予定技術者は、所属建設業者から直接雇用されており、入札日までに3カ月以上の雇用関係にある必要がある。

配置予定技術者は、原則変更することができない。例外的に配置予定技術者を変更することができるのは、配置予定技術者が退職した場合及び病気等により入院した場合など特別な理由があるときとする。特別な理由がなく配置予定技術者を変更した場合、その内容により、契約解除、指名停止等の措置をとる場合がある。

10. 地元企業の活用について

本工事における、地元企業の請負率について加点を行う。

地元企業とは、小郡市内に主たる営業所を有するものをいい、小郡市内に営業所がある場合の準市内業者は含みません。

下請契約は、一次下請契約迄を対象とし、二次下請以降は対象としません。

落札者となった場合は、工事完成時に（別紙）地元企業の活用報告書の提出が必要となります。提出の際は、請負価格が確認できる契約書を添付してください。

なお、地元企業の活用報告書において、地元業者の請負率が「総合評価方式の評価基準」を下回る場合は、工事成績評定点の減点（10点）を行います。合わせて、不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行います。

11. 入札参加資格確認通知

入札参加資格の有無は、平成31年1月23日（水）までに入札参加資格確認通知書により通知する。

12. 入札

入札日時：平成31年2月5日（火） 午後1時30分

入札会場：小郡市役所南別館3階会議室

入札では、入札書・内訳書の審査だけを行い、落札候補者の発表は行わない。

入札終了後、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格を持って申し込みをした者のうち、実施要領3によって得られた総合評価値の最も高い者を落札者とする。落札者が決定した場合は、直ちに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を小郡市経営政策部財政課契約監理係において閲覧に供するほか、小郡市のホームページに掲載する方法により公表する。

落札者となるべき最も高い総合評価値の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。くじの日時及び場所については、電話等により指示する。

なお、当該案件は予定価格1億5千万円以上の工事のため、議会の議決に付すべき契約である。落札決定後、7日以内に仮契約を締結し、議会の議決を得たとき本契約とする。

13. 非落札理由の説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に小郡市長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算

して5日（休日を含まない。）以内に行う。

1 4．加算点の内訳

入札参加者の自者の加算点の内訳については、自者からの書面による申出により情報提供を行う。ただし、他者の加算点に関することは、非開示とする。

1 5．その他

総合評価値の算定にあたり、必要書類以外の書類の提出を求める場合がある。

この実施要領に規定しない事項は、小郡市建設工事総合評価方式実施要領による。